

令和6年5月13日

保護者 様

船橋市立南本町小学校長

船橋市立学校における熱中症警戒アラートの運用について

日ごろから本市の教育活動にご理解、ご協力いただきまして、心から感謝申し上げます。

さて、熱中症警戒アラートにつきましては、令和3年度より全国的に本格実施されております。船橋市から市民に向けた「熱中症警戒アラート発表」の周知については、千葉県内の観測地点のいずれかで暑さ指数が 33°C 以上を観測した場合に周知されます。このことは、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとっていただくよう促すための情報提供であり、広く市民に対し周知しております。

また、今年度より、熱中症**特別**警戒アラート（千葉県内の観測地点の全てで暑さ指数 35°C に達する予測がある場合等に発表）が新設されました。過去に例のない危険な暑さとなり健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に発表されることから、発表時、本校は屋外での活動、行事を中止とします。

しかしながら、熱中症警戒アラート発表（千葉県内の観測点のいずれかで暑さ指数が 33°C 以上）時に常に活動を中止することは難しく、教育活動が立ち行かなくなる恐れもあるため、船橋市立学校においては、本市の観測地点の暑さ指数、校内で測定した暑さ指数をもとに、暑さ指数が 33°C 未満であり、かつ、特別な場合^{*}において、活動を実施することがございます。その場合、活動中は児童の体調管理には十分な配慮に努めるとともに、活動後においても児童が熱中症対策を講じることができるよう指導してまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

※特別な場合 下記の5条件を確認し、運動実施の可否を判断

- ①一時救命措置かつ熱中症対処に詳しいものがある
- ②救護所の設置
- ③救急体制の確保
- ④空調の効いた部屋の確保
- ⑤管理職の許可